

平成21年第5回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成21年11月26日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	11月26日 午後1時30分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘		
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保 險 医 療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初	健 康 推 進 課 長	能島 頼子
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土 木 課 長	水野 久夫
		次 長 兼 農 政 商 工 課 長	西川 和彦	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
	会 計 管 理 室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水 道 課 長	佐野 宗夫		
	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	伊藤 芳樹	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	8 番	中 村 英 子	9 番	黒 川 勝 好	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第74号 蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第75号 蟹江町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第76号 蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第77号 蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第78号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第8 議案第79号 平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長 大原龍彦君

平成21年第5回蟹江町議会臨時会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ここで、蟹江中学校吹奏楽部全国大会出場と小・中学校及び保育所の新型インフルエンザ感染状況の報告の申し出がありましたので、順次発言を許可いたします。

○教育長 石垣武雄君

失礼します。教育長の石垣であります。議長のお許しをいただきましたので、2点についてご報告を申し上げます。

1点目でございますが、蟹江中学校の吹奏楽部についてでございます。蟹江中学校吹奏楽部のマーチングにつきましては、皆様ご存じのとおり平成18年度は2回の全国大会、19年度は埼玉の全国大会、そして昨年度についても2回の全国大会に出場させていただきました。

本年度についてでございますが、ことしも生徒の頑張りによって、2つの全国大会への出場が決まっており、今週のことではありますが、この29日の日曜日には、大阪城ホールで行われます全日本吹奏楽連盟主催の全国大会へ出場いたします。これは以前幕張で行われておりましたものであります。また、来月12月12日土曜日には、さいたまスーパーアリーナで開催されます全日本マーチングバンド協会主催の全国大会へ出場することとなっております。後ほど、この全国大会出場に当たっての必要経費について、補正予算をお願いするところでございますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、蟹江中学校では、全国大会への出場の報告を兼ねましたマーチングの演奏を12月6日の日曜日午後3時から予定しているということでございます。お時間がありましたら、どうぞ足を運んでいただけたらと思っております。

続いて、2点目でございますが、新型インフルエンザの状況についてでございます。

お手元のほうに資料が届いているかと思いますが、資料に沿って少し説明をさせていただきますと思います。

まず、臨時休業につきましては、9月の議会のときに蟹江中学校の3年F組の報告をさせていただきましたが、その後、町内の小・中学校すべてが学級閉鎖、学年閉鎖の措置をとっております。新しいところでは、新蟹江小学校が先週の火曜日17日から20日まで2年生、3年生、5年生の学年閉鎖の措置をとったところであります。

なお、学級閉鎖の人数の目安でございますが、愛知県の場合は、下にちょっとメモしてありますけれども、10月25日までは感染者が1割程度ということでありました。10月26日以降につきましては、2割以上となっております。閉鎖期間は4日間ということでございます。

ところで、今までにインフルエンザに感染した者の数でございますが、11月25日現在、一番下の表のところでございます。罹患者、蟹江小学校のところを見ていただきますと179人、舟入小ですと25人というような形で、一番右側の全体で880人ということの感染をしております。

ます。これは全児童・生徒の28%、3割弱であります。ただ、インフルエンザにかかって重症化して入院という児童・生徒は、現段階では1人もありませんでした。

次に、裏面をごらんください。

インフルエンザA型感染者の推移であります。9月14日から11月25日までの小・中学校別の一覧でございます。見ていただいております。9月14日から感染者はふえ始めておまして、9月24日は小・中の合計が61人になっております。しかし、9月28日が14人というふうになりまして、しばらくの間10人台ということでこのままおさまっていく感じでありましたのですが、10月13日中旬、このところで33人となり、11月には100人台を数える状況になっております。

今後もこのような状況が続くというようなことを思いますが、今までと同様手洗い、うがい、そして日ごろの体調管理には気を配るよう指導してまいりたいというふうに思っております。議員の皆様方におかれましても、何かお気づきのことがあれば、教えていただけたらというふうに思っております。

以上、少し長くなってしまいましたが、ご報告申し上げます。

○民生部長 加賀松利君

それでは、民生部のほうより町内保育所におけるインフルエンザによる欠席状況について、11月25日現在でございますけれども、各保育所の状況を報告させていただきます。

蟹江保育所、3歳児が1名、合計1名でございます。南保育所はゼロ、蟹江西保育所17名、内訳は5歳児が8名、4歳児が4名、3歳児が1名、2歳児が4名、舟入保育所も1名、5歳児が1名です。須成保育所も5歳児が1名、新蟹江北保育所が14名でございますけれども、5歳児が7名、4歳児が1名、3歳児が6名でございます。合計、公立のほうは34名、はばたき保育所のほうは2歳児が1人でございます。7カ園で35名の方が11月25日現在にインフルエンザで休んでおられます。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成21年第5回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には金山昭司君を指名します。

ここで、午前で開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

それでは、本日午前9時から開催をいたしました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

1番目の第5回臨時会の会期についてでございますが、会期は本日1日といたします。

次に、2番目の議事日程についてでございます。議案上程後、審議、採決をいたします。本日ご審議いただく案件は、議案第74号から79号までの6件でございます。

3番目、その他であります。まず、町野外活動センターの視察についてであります。全議員によりまず視察を本日の会議終了後に行いますので、庁舎南側マイクロバスまでお集まりをください。

なお、視察につきましてであります。本日臨時会が3時を超えることになると、時間の都合上、中止ということで決まりましたので、皆様方には議会運営上、スムーズな進行をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、12月定例会の運営についても協議いたしました。この協議結果の報告は12月定例会の初日3日に報告をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上、報告をさせていただきます。

(9番議員降壇)

○議長 大原龍彦君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、8番中村英子君、9番黒川勝好君を指名いたします。

○議長 大原龍彦君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りといたします。

○議長 大原龍彦君

日程第3 議案第74号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。1つは、賃金ダウンという形で幾つか挙げられるわけがありますが、1つは住居手当を廃止、期末手当のダウン、勤勉手当のダウン、再任用職員のやつはまた別途伺うわけでありますが、この総体で全体として1人当たり平均してどのくらいのダウンになるかということですね、額で。できたら伺いたいと思います。

それから、もう一つは再任用職員のところで、第3項の12月期の支給割合で、ここの部分に限って100分の80が100分の85に上がるわけですけども、これはどういう理由によるものなのか、ちょっと承りたいなというふうに思います。

3つ目でありますけれども、改正要点の中の最後のほうで、つまり減額改定対象職員というのはどういう人を指すのか承りたいと思います。

以上、まずとりあえず3点を伺います。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、1人当たり平均でどうだというお話でございますが、実は平均が大体44歳ということで、そこで見ますと、この12月に期末勤勉手当、それから1年間8カ月の給与等のはね返り分、こういったものを含めまして、私どもの試算では6万7,000円ほどになってございます。これだけが減額をされると。ただ6月期のほうで期末勤勉のほうで0.2月既に引かれておりますので、最終的に1年間としてトータルで考えますと、14万5,000円ほどになるというふうに考えております。

それから、再任用職員がなぜ0.05だけ今度の規定の改定で上がってくるのかということですが、これは17ページを見ていただきますとわかりますように、6月期の支給割合のほうを0.1月ということで大きく減数しております。それで今回12月の支給割合のところで調整をして、全体では0.5月の減額にするという改定内容になってございますので、大きなダウンということ調整をされておるということでございます。

それから、減額対象職員というものでございますが、実は11ページのほうをごらんいただきたいと思いますが、給料表で実は決まっております。ここがございます真ん中より下段のところですが、給料表で行政職給料表1、1級の場合は1号給から56号給までが今回対象外になりますので、これは若年層が今回対象外になっているということで、この後の57号給からが対象職員になると。2級でありますと、24号給の上の25号給職員からが対象、3級でありますと、8号給がここまで来ておりますので、9号給からが対象ということで、若年層を抜いた形で号給で決められております。あと、この上に4級、5級、6級、7級とございますが、こちらの職員についてはすべて減額の対象となる職員という状況で、今回改定をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

続いて質問させていただくわけでありまして、1つは臨時職員について、実はこれ私、職員組合の蟹労ニュースというやつを入手しまして、これには当局の一つ一つ組合側の要求に対しての回答の内容が載せられていますので、これに基づいてちょっと承りたいと思うわけでありまして。

地域手当というのが今まであったようですね。この地域手当が5%削減されるというふうになっているようでありまして、この内容を見てみますと、11年間で相当の額がずっと減りつ放しと、こういう状況になっているようでありまして、民間と比較すると、かなり公務員のダウンの差が大きいんじゃないかというふうな気がするわけでありまして、組合に対する回答の中では、人勧の回答だからしょうがない意味の内容のことがうたわれているわけでありまして、しかし、一般的に賃金の物価やあるいは経済にかかわる影響というのは非常に大きいわけでありまして、特に公の関係の賃金ダウンというのは、これは経済状況に影響するのは極めて大と言わざるを得ないわけでありまして、その点で賃金改定に当たって、それなりに考え方、聞かせていただきたいなと思うのであります。

それから、臨時職員に支給している奨励金5万円を時間給に割り戻したいと、こういうような回答があるようでありまして、旧海部郡下と比較してみますと、弥富市にしても、あるいは旧来の弥富町だとか佐屋町、佐織町など、臨時職員の時間給を比較してみますと、蟹江は低いほうになっておるわけですね。それでその差を調整するために奨励金5万円というのを出してやったのかと、それではちょっとまずいので、これから時間給に割り戻していきたいということの表明なのかどうなのか承りたいわけでありまして。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

地域手当のお話も出ておりますが、これは22年4月から5%、これは大変申しわけございません。さきに議決をいただいておりますのでございまして、国の基準に合わせた形ということで、この22年4月までに制度を国が整えます。それに合わせて地方もこういったところをきちっと整理して適正化を図れということに基づきやらせていただくということで、前にご決議をいただいたわけでございます。

ただ、それで金額的に確かに低くはなるということでございまして、これも社会情勢から踏まえて、国のほうのきちっとした政策論の中から出ておりました、私どもそれを受けたという状況でございます。また、11年間職員の給与が下がっておるという内容でございますが、基本的には平成8年あたりから、議員の先生方を含めた特別職の部分についても報酬審議会を開けない状態であるということも確かでございますし、職員につきましては凍結と、そして民間との比較ということでありまして人事院の勧告、こういったものに基づき適正化を図るということで、今の状況が続いておるのは確かであります。

ただ、私どもといたしましては、これに呼応すべき人事委員会を持てるところではございませんので、名古屋市とか県とか、きちっとした大きな市、県のレベルですと、自分のとこ

ろの人事委員会を持ち、その中で調査をさせていただいて、その勧告を受けて改定をするということでございますが、蟹江町におきましては人事院の勧告に準拠をしということで、この町村というものはそういった形で行わせていただくというふうになっております。特別に、ですから私どもは内容をきちっと把握できるような状態といいますか、組織的な部分もできておりませんので、これに基づきこれを今進めさせていただいた結果が、11年間民間の景気動向に合わせて改定をした、あるいは進めてきた状況がこれだということでございますので、申しわけございません、こういった形でこの状況が出てしまったということしか、私のほうからはご答弁ができないところであります。

それから、臨時職員についてでございますが、年間で夏期に3万円、冬期に2万円ということで、これは奨励的なものが確かにございました。こちらにつきましては、以前に期末手当というような状況があったときもございましたが、少々政策の中、そして内容が適正ではないという指導がございまして、名古屋市等も含めてそういったものは実はなくなっております。そのときに給与のほうも適正化ということでやらせていただき、それに少しですが、報奨的なものをということで進めてまいりました。

ただ、今回私どものほうもこの状況が景気動向等をかんがみしました。その中で、他市町村と比べてまいりますと、やはり賃金単価というところに大きく採用が左右されることもございますし、労働条件の中でやはりそういったところへきちっと出すべきであるというような考え方のもとに、この分を削減しといいますか、そのものを含めて見直しをかけたというものであります。むやみに切ってしまうということではなくて、これはもう当然減らしていくべきものというふうに私どものほうは考えておりましたが、今回それに加えて、また情勢をかんがみて賃金単価のほうに、ある程度のはね返りをさせて整えたという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○7番 小原喜一郎君

ということは、将来的にはこの5万円分すべてというふうには言えないにしても、時間給のほうに割り戻すことは考えてみえるというふうには受けとめていいですね。

それから、次に伺っておくわけでありましてけれども、私は民間の賃金の状況と比較してみたときに、人勧いわく、民間と差を同じようにするためにダウンしなければならぬような意味のことを言っておるわけでありましてけれども、実際にはことしの、つまり09年度春闘の結果をみますと、国民春闘共闘会議の平均は5,052円の1.81%のアップであります。それから、連合は4,848円、1.67%のアップになっております。それから、日本経団連の出している資料からしますと、大手5,758円、1.81%、中小が3,486円のアップになっておるわけで、つまり民間は上昇傾向にあるんですね、賃金が。なのに公務員はダウンと、これはおかしいんじゃないかと言わざるを得ないと思うので、人勧というのは、公務員の皆さん団結権が保障されていません。その代替の制度として民間と平衡水準にして、できるだけそういう

同じ数字にしていくための機関としてつくられたものでありまして、その機関の役割を果たしていないんじゃないかなということをおもうんですね。

そういう意味でいうと、結局は財界の要請に沿って賃金を抑える方向に、公を抑えると民間も抑えられる形になりますので、そういうふうになっているのではないかなというふうにおもうわけでありまして、つまり民間のほうはアップの傾向なのに公務員はダウンと、これはどういうことなのかということについては、どのようにお考えなのか承りたいんですね。

それで組合のこの資料を見てみますと、11年間で期末手当も含めると1人平均65万円のダウンになっているというふうに書かれていますね。本当に大幅なダウンになっていると思うんです。

次に、住居手当の問題についても言うわけでありまして、これは今度は総務省自身が総務省の参事官の発言ですが、つまり住居手当を支給している事業所のうち、持ち家に対し支給しているのが78%あるというふうに言うておまして、したがって地方自治体が国と同じように住居手当を廃止するなんていうことを言うておるのではないと、こういう意味の発言をしておるわけでありまして、この点についてはどのようにお考えになるんでしょうか。

○総務部次長・総務課長 加藤恒弘君

まず、臨時職のお話で念押しといたしますか、ご確認をいただきましたが、この22年度からの賃金体系の中にはそういった方向を踏まえて改定をしております。これは今回、回答させていただきます。

それから、民間が上昇しておるということをお挙げていただいて、私どものほうが下がっておるのとはどのような考えのもとだということですが、これは実態として今、人事院勧告をされる場合に把握されております事業所の規模が以前につきましては、これ18年ですけれども、それ以前につきましては100人以上の企業をということでしたが、これが50人に下がっております。どちらかという、中小の中でも少し人数の少ないところまで対象に広げるということで行われておりますし、比較対象する職も一般職から、ライン職からスタッフ職というような拡大がされまして、そういったところで状況を確認するというような方向に変わっております。こういうようなところを含みまして、それ以後の人事院勧告がなされておりますので、そこから来る数値的な内容が今回のような引き下げというふうになっております。

ですから、少し今ご指摘をいただきましたというか、ご紹介をいただきましたそういった大手の状況のところだけの把握とは違っておるというふうには私は認識させていただいて、この人事院勧告の部分を受けとめさせていただいておるということですが、

それから、持ち家の話、これは組合のほうからもお話がありました。国は私どもには持ち

家対策2,500円の部分の廃止ということをやるといふようなことでは、組合がそういった状況を確認し、そういった入手された中にはそういう考え方を示されたと、国のほうでは持ち家が70何%あって、こちらについてはということ、国だけの方針だといふようなことも言われておるといふことではございますが、人事院勧告ではそこまでの踏み込みはなく、我々のほうに参っておりますのは、やはり持ち家についての2,500円の妥当性といひますか、考え方が今回の人勧では不要といひますか、削減対象であるといふことでは出ておりますので、私どもも考えないところではございませんが、反対に言ひますと、賃貸につきましては、このままきちっと手当をされておりますといふところも踏まえまして、こちらについては状況を確認しながら、人事院勧告に従って提示させていただいたといふことではございますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長 大原龍彦君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。日本共産党は、本条例改定案に反対でございます。

反対の趣旨でございますけれども、人事院勧告は公務員労働者に耐えがたい生活悪化をもたらすこととあります。1998年から先ほど言ひましたように、11年間で一時金では1.1カ月、平均年間給与は61万5,000円の引き下げに全国平均ではなっているところとあります。給与構造改革による大幅な賃金削減となる結果になっているのでありまして、労働基本権の代償性を放棄する不当な勧告案だと言わざるを得ないと思ひます。

2つ目の理由でございますけれども、財界や政府与党、人事院により意図的につくり出された勧告とあります。公務に賃下げを強行し、つまり公務員にです、賃金削減サイクルを加速させる勧告と言わざるを得ないと思ひます。

3つ目は、先ほども申し上げましたように、ことしの春闘における国民春闘共闘5,052円、そして連合4,848円、日本経団連5,758円等々、民間は賃上げ傾向になっているにもかかわらず、地方公務員の賃金ダウンを人勧が強行するといふことは、全くけしからん話だと言わざるを得ません。

そういう点で反対でありますし、4点目には、公務員賃金の地域格差拡大の検討、これはさらに賃金生活格差の拡大に影響を与えるものだと言わざるを得ません。その一方で、政府の関係の本府省業務調整手当の本来の支給額への引き上げなどが図られているといふことではあるわけでありまして、これは全くけしからん話だと思ひます。

5番目でありまして、住居手当は先ほど申し上げましたように、これの廃止を強行するといふことは、さらに一層賃金ダウンに拍車をかけるものでありまして、民間で比較し

まして78%もの事業所がこれを実施しているにもかかわらず、公務員を廃止してしまうということは、これも全くけしからん話だというふうに思うわけであります。

以上の観点から反対であります。

なお、先ほど私、公務員の団結権が剥奪されておると言いましたけれども、ちょっと訂正させていただきます。ストライキ権のみが剥奪されているということでございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

次に、賛成討論の発言を許します。

○4番 米野秀雄君

4番 清新クラブ 米野秀雄でございます。私は、賛成の立場から討論申し上げます。

地方公務員というのは特殊な任用行為であるわけであります。給与は先ほどからも説明いただいておりますとおり、人事院の指導に基づいて設定されておることにつきましては、私たちが十分承知いたしておるわけであります。この議案は、平成21年人事院勧告に基づく蟹江町職員の給与条例改定であります。これは民間給与との格差を解消するための改定であり、必要かつ適正なものと考えますので、本案に賛成いたします。

以上です。

○議長 大原龍彦君

他に討論はないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

議案第74号「蟹江町の職員の給与に関する条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第4 議案第75号「蟹江町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第5 議案第76号「蟹江町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第76号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第6 議案第77号「蟹江町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第77号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第7 議案第78号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長 水野一郎君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

ここで、下水道課長より資料の説明をお願いいたします。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、よろしく願いをいたします。

お手元にあります議案第78号資料でご説明を申し上げます。

まず、平面図でございますが、黒く塗ってあって赤枠で囲んであるところがございます。これ15メートル60と書いてありますが、これがボックス延長でございます。10メートルというのは業務委託で出させてもらったメートルでございます。

次に、右側のボックスの設置でございますが、見ていただきますと、矢板が打ってあります。これは6メートル50でございます、幅40センチ、これは82枚使用させていただきます。もちろん工事のときは打ち込みをさせていただきます、製品が打ち終わった後には抜かさせていただく工法でございます。

それから、ボックスにつきましては3メートル20と、深さにつきましては2メートル20、長さは1メートルでございます。重さにつきましては7.150、7.15トンでございます。長さにつきましては、1メートルものを15本、それから60センチを1本、したがって、先ほど言いました15メートル60になります。

ここでお話をさせていただきますのは、非常に交差点で警察と協議をさせていただきましたが、通行どめはできないことございまして、1個の製品を設置をしようと思いますと、トラッククレーンの大きなやつを使わないといけませんもんですから、これを半分の製品にさせていただきます、今の2メートル20の深さを図面見ていただきますとわかりますように、線が引いてあります。半断面ずつ使用させていただきます、連結プレートで結合をさ

せていただきます。

それと非常に信号のところは拡幅線が非常に多くありまして、今言ったように2分割ともう一つ覆工板が大きな製品を使いますと当たってしまいますので、工法的に無理ということで、この方法を使わしていただきますので、よろしく願いをいたします。

次に、裏面でございます。

北のほうは黄色く塗ってあります。N T Tの400の管が入っております。下の水色、南側でございますが、水道の100が入っております。これ占有者と現場立ち会いをした結果、布設不可能ということでございますので、布設不可能であれば、土どめ矢板が打てません。したがって、薬液の注入工法という手法をとらざるを得ないということで、工法としましては、ボーリングみたいな機械を使用しまして2種類の液を使います。A、B液を使いまして溶液の向き、瞬結タイプを高圧ノズルで土中で噴射しまして、改良帯をつくる工法でございます。もちろんこれは止水の水を防ぐものでもございます。矢板を打てないところは横の矢板で工事をさせていただきます。今の入っている位置につきましては、ボックスの下でございますので、よろしくお願ひします。

高さにつきましては3.4メートルで、奥行きは1.5メートルで4カ所でございます。

6月議会におきまして2,500万いただきました。今から言うのは、薬液注入工法で400万円、それから概算要求で、私ども12メートルで概算要求出しましたが、実際に現場はかりましたら、15メートル60に増長しました。3メートル60の増長と先ほど言いました2分割の工法で大体20%アップするというところで500万円、トータル900万の補正をいただくものでございます。

以上でございます。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。インフルエンザ関係につきましてご質問をいたします。

ただいま補正予算に上がっている金額の背景につきましては、説明がございましたけれども、これの接種の方法と時期ですけれども、ちまたのお医者さんに行きますと、まだワクチンが入ってきていないという声も聞いておりますし、どのように具体的にこの接種が行われるのかということについて、今のこれは補正予算の分ではなくて、全体的な接種の方法や時期についてお伺いをしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

すみません。まず、新型インフルエンザの接種時期についてのご質問についてお答えをしたいと思います。

接種のスケジュールというのが順番に来ていまして、今現在、接種できる対象者というの

は妊婦さんが今、いわゆる10月の後半から11月の初めにかけて妊婦さんが始まっております。それから、その後、基礎疾患を有する者ということで、それが11月の前半から中旬にかけて始まったということを国が言っているんですけども、愛知県につきましては、まず小学校3年生までの基礎疾患を有する者という形で今現在やっているところだと思いますが、何しろ実際やられるのが医療機関でやっていますので、詳しい状況というのは、はっきり言って町としても把握がなかなか難しいような現状です。

ワクチンにつきましては、国とか県がどこの医療機関にどれだけ配布するのかというのが決められて、いきなり何か医療機関のほうに入ってくるという形だそうですので、医療機関につきましても、事前に予約をとることが大変難しいような現状というふうに聞いておりますので、予約をとってやるという形では大変難しいというふうに聞いています。

それから、その後、小学校3年生まで以外の方というのが12月の初旬から始まってくるといふふうに一応スケジュールではなっておりますので、病気の方で基礎疾患といってもいろいろ細かい決めがあるそうなんですけれども、それは医療機関で実際にかかっている主治医さんのところで接種されるのが一番いいかと思います。

その後、1歳から就学前までのお子さんが同じく12月の初め、それから小学校低学年に相当する年齢の方が12月の中旬からというふうスケジュールではなっております。

それから、1歳未満の保護者さんというのが12月の下旬から1月ということで、それまでが優先接種対象者というふうになってきていまして、それから順番に小学校の高学年の方、中学校に相当する年齢の方、高校に相当する年齢の方というのが1月中旬に始まるであろうということです。

それから、65歳以上の高齢者の方がスケジュールでいきますと、2月というふうな形で、スケジュール的にはこちらのほうには来ています。一般の方は、それが終わった後ということになるということです。

以上です。

○8番 中村英子君

今のご答弁ですと、蟹江町の場合、各医院にお任せしていて各医院でやるというやり方のみというような理解でよろしいでしょうか。

報道によりますと、例えば保健センターとか行政が一括して行政としてやるということややり方をやっているところもあるみたいなんですけれども、蟹江町はあくまで各医院で申請した人というか、希望者ですよね。強制的にそのうちへ行って、あなたも対象だから、妊婦さんだから打ちなさいとか、あなたは基礎疾患があるから打ちなさいとかということではなくて、あくまで申請して自分が予約してお医者さんのほうに行って打っていただくと、そういうやり方になると思うんですけども、そうしますと、実態というのは、非常に行政のほうではつかまえにくい、現状どうなっているかということはどういうふうに私は思

うんですけれども、例えば、それでは各医院のほうに今のスケジュールに従って十分な対象者に打てるだけのものが確保できているのかどうかというような点について、どこでどういうふうに把握していくのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○健康推進課長 能島頼子君

今の現状としては、各医院でやるという方法でしかやるということは考えていません。実際にワクチンがどれだけ入ってくるのかということにつきましても、各医療機関のほうから県とかに申請をした本数があるそうなんですけれども、実際に入ってくる本数というのが実質の希望の2割程度しか入ってきていないというのが現状なんだそうです。2割ぐらいというふうに聞いているので、医療機関によって多少違いがあるかもしれないんですけれども、現状、このスケジュールに合わせてワクチンが入ってくるはずなんですけれども、現実的にはなかなか入ってこないということを知っておりますので、計画がなかなか立てられないということで予約も、実際には医療機関のほうとっていないところが多いのではないかとこのように理解しています。

保健センターでの集団での接種ということなんですけれども、そうなってきますと、医師会との調整とかもいろいろ出てきますので、やるとしてもなかなかその調整が難しいので、今のところは難しいというふうに考えています。

以上です。

○8番 中村英子君

少しこのワクチンの接種についても不備があると、別に蟹江町のみ責任とは思っておりませんが、現時点では大変不備があるのではないかなというふうに、私は思っているんですが、例えば今、各医院のことの把握がなかなかできていないというご答弁だったと思うんですけれども、今ご答弁いただいた中で、例えばじゃ妊婦さんというのは10月の後半から11月の後半にかけて、1月間ぐらいの間に妊婦を対象に行うというご答弁あったスケジュールですね、あくまで。

それから、もう一つ、基礎疾患のある方は11月中旬からというようなお話もありましたけれども、この期間に町内で妊婦さんがどれぐらいじゃ、このワクチンの接種を受けることができたのか、あるいはワクチンが届いてなくて受けることができなかったのか、その実態について把握ができるのかどうか、その辺についてはいかがでしょうか。

○健康推進課長 能島頼子君

市町村が各医療機関からだれにどれだけ接種したかという報告をいただくようなシステムになっておりますので、10月から始まっていますので、本当は11月になりましたので、その報告が上がってくるはずなんですけれども、その辺のところの報告がまだ先日もちょっと医師会の方と話しをしたんですけれども、1件もまだ上がって来てませんでしたので、これからその報告が上がってくると思います。

ですので、その報告に基づいて医療機関でどんな対象の人が接種したかということが、これから随時わかってくるものと理解しています。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。インフルエンザについての関連ですが、要望も含めて申し上げたいと思います。

今、いろいろと言われてますワクチンなんですけれども、新聞報道でございましたように皆さんご存じかと思えますけれども、グラクソ・スミスクライン社、スミスクラインとグラクソ社が合併をいたしまして、グラクソ・スミスクラインということなんですけれども、これは私ども元サラリーマン、会社と技術提携していました会社ですが、厚労省が急遽カナダへ職員を派遣しましてどういう実態になっているかと、当然ワクチンの接種が大幅におくられてくることは言うまでもありません。

言うなれば、副反応が著しいと、こういうことで人の生命にもかかわるといことですから、それと今、中村議員も質問されましたですけれども、できるだけ保健センターのほうで把握をしていただきたいなど、通常のインフルエンザと新型インフルエンザと、それから、これからいろいろなワクチンに関するものがあって、例えば肺炎球菌ワクチン、6,000円から8,000円、ばらつきがありますけれども、これも打ちに行っても、ちょっと待ってくださいますよと、まだワクチン入らないと言って、結局やんわりと断られてしまった実態があるんですよ。65歳以上、一生に1回だけという実態、これはやはりどこに聞いたらいいのかなというのは、かかりつけのお医者さんでもありますし、それから保健センターでも、私はあると思うんです。

それで、妊婦さんもいろいろと打つ順番も決まっておりますけれども、これもやはり聞いたら、今こういう状況なんだと、それとかかりつけのお医者さんに予約を受けてくださいよとか、めり張りのついたことをぜひともやっていただけたらありがたいなど、それ蟹江町の医師会、それから保健所とか、当然報告の義務があると思いますので、その辺をしっかりとやっていただかないと、今は弱毒性だから、私は神の助けだなと思えますけれども、強毒性だったらパンデミックと私、以前言いました、皆さん、ええそんなことあるだろうかなと言われたんですけれども、まだまだこれピークは来ますので、そうなってくると、悠長なことを言うておられません。

そういうことで、特に保健センターの方に大変ご足労かけますけれども、町民の方からの問い合わせがあれば、めり張りのついたお答えをしていただく、かかりつけの医者に問い合わせの際、しっかりとやっていただかないと、本当にパニックを起こすような、今のこういう弱毒性ですから、悠長なことを言うておられますけれども、2日ぐらいでまあちょっとおさまればいいわということでしょうけれども、タミフルとそれから、もう一つのリレンザ、タミフルはご存じのように耐性菌ができました。それから、リレンザについては鼻から吸引です

けれども、これで今何とかしのいでおりますけれども、非常に次から次へ強くなっていくことは事実なんで、その辺の状況だけはしっかり要望申し上げていきたいと思っております。

以上です。

○議長 大原龍彦君

要望でよろしいですね。

○6番 林 英子君

新型インフルエンザについてですけれども、国のほうは生活保護世帯や市民税の非課税世帯に出しておりますが、新聞報道にもよりますと、大垣市では妊婦さん、そして1歳から中学3年生についても、費用全額助成するというふうに報道されています。その中でなぜかといえば、それをやはり子育て支援の一環ということで説明されておりますように6,150円というのは、大変高いというふうに思いますが、蟹江町では、そういう方法を考えているのかどうかと、一般的に今、生活保護世帯と非課税世帯というふうな予算が言われていますが、考えているのかどうかということと、もう一つは季節インフルエンザについても、どの病院に行っても、もう今ワクチンありませんと拒否されている状態が続いていますけれども、蟹江町では、今後どのような方法でインフルエンザの注射が打てるのかどうか、お聞きします。

○民生部長 加賀松利君

お答えいたします。

インフルエンザのワクチンについて、低学年の補助、町のほうとしてはちょっと財政的にも厳しいということで考えておりませんが、病院へ行ったときのワクチンですか、これは国のほうから順次入ってくると思っておりますので、もうしばらく予約のほうをしていただきたいと思います。再度、お願いいたします。

以上でございます。

(発言する声あり)

ちょっと答弁漏れかも知れませんが、最初のほうはちょっと助成はなかなか難しいということでございまして、2つ目の質問、ワクチン、従来のインフルエンザのワクチン、それから新型のワクチンはちょっとまだそこまではいきませんが、従来のワクチンについても、予約がとれないという状況ということでございますけれども、それは……

(発言する声あり)

そうですね。その補助の見込みも……、はい。

(発言する声あり)

質問の内容としては、ワクチンが病院でやってもらえるように何とかしてほしいということですね。ちょっとごめんなさい。

○6番 林 英子君

すみません。季節ワクチンについては、今病院へ行ってもワクチン切れですけれども、これからの予定はどのように考えているかということをお聞きしましたのと、もう一つは国のほうも、それから町のほうも非課税世帯だとか、生活保護世帯には無料ですけれども、妊婦さんやそして1歳から中学3年生について全額子育て支援という、そういう一環としてとらえて無料にしているところがありますけれども、蟹江町では、そのようには考えられないのかということです。

○健康推進課長 能島頼子君

補助につきましては、国の指示どおり低所得者世帯と生活保護世帯のみというふうにご考えております。それから、季節性のインフルエンザの品薄の件につきましては、メーカーから順次上がってくる予定だそうです。ですので、12月になりますと、それなりのワクチンがメーカーがいろいろあるそうなんですけれども、また入ってくるというふうにご聞いておりますので、今現在はこの医療機関に電話をかけていただいてもなかなかないというふうな現状は聞いておりますけれども、根気よく電話をかけていただいて、予約をとっていただくようにお伝えしていただければというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長 大原龍彦君

他に質疑はないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

日程第8 議案第79号「平成21年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長 河瀬広幸君

提案説明した。

○議長 大原龍彦君

ここで、下水道課長より資料の説明をお願いいたします。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、よろしく申し上げます。先ほどの図面のもう一つのほうを見ていただくように、よろしく願いをいたします。

赤で塗ってあるところがございますが、これはゆう歯科の南側幅員12メートルのところと、それからJR北、それから真ん中に赤塗ってあります。これにつきましては、駅北処理分区（その6）ほかでございます。工事延長につきましては、991メートルでございます。

それから、水色でございますが、駅北処理分区（その14）、これもとカラオケありましたオルゴールとか、それから町の自転車置き場のところでございます。工事延長につきましては520メートル、2事業を合わせまして4,750万、今現在執行残を精査しまして4,050万の補正額でございます。これは当初21年度区画道路築造が進捗が進み、下水道の来年度予定地区を前倒しをして進捗状況に合わせて事業の促進を図りたいというものでございます。

これを今、使用収益がとまっておりますが、使用収益を早くやっていただきまして、受益者負担金をいただくもので、担当は思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長 大原龍彦君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

○議長 大原龍彦君

以上で、本臨時会の会議に付議されました事件はすべて議了いたしました。したがって、平成21年第5回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

（午後 2時52分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

大原龍彦

8番議員

中村英子

9番議員

黒川勝好